

平成 28 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 29 年 3 月 10 日（木）午後 1 時 00 分～3 時 00 分

○会 場：白山会館 1 階 芙蓉の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、本間委員、島崎会長、布施委員、上路委員、高岡委員 計 13 名（欠席委員：熊谷委員、多賀委員 計 2 名）
- ・ オブザーバー：広岡新潟市障がい者地域自立支援協議会会長
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：2 名

1. 開 会

（司 会）

ただいまから平成 28 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中この審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私、本日の進行を務めます障がい福祉課の課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしく願いいいたします。

いつものお願いでございますけれども、本日、議事録を作成いたしますので、テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。また、委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手のうえ発言をお願いしたいと思います。

続いて、本日の配付資料の確認をお願いします。事前にお送りしたものといたしまして、本日の次第、出席者名簿、座席表、新潟市障がい者施策審議会に対する意見について、こちらはいずれも 1 枚の紙の資料でございます。それから、右の上のほうに番号が振ってある資料が何点かございまして、資料 1、資料 2－1、資料 2－2、資料 3。さらに参考資料 1 と参考資料 2、こちらを事前にお送りしておりました。また、今日お配りしたものとしまして、参考資料 3、それから聴覚障がい者教養講座のチラシ、こちらを今日お配りしております。以上、併せておそろいでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況です。委員 15 名のうち、多賀委員、熊谷委員から欠席のご連絡をいただいております。熊倉委員がまだ到着されておりませんが、出席の予定でございます。13 名の委員の方の出席ということで、過半数を超えますのでこの審議会が成立するとい

うことをご報告いたします。

また、今回もオブザーバーとして新潟市障がい者地域自立支援協議会の広岡会長に参加をお願いしております。よろしくお願いいたします。

それでは、これよりさっそく議事に移らせていただきます。これからにつきましては、島崎会長に進行をお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事 第 5 期障がい福祉計画について

(島崎会長)

島崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第にしたがいまして議事を進めさせていただきたいと思っております。本日、3時までを予定しておりますが、2の議事については20分程度、残りの時間を報告事項に充てる予定にしております。限られた時間の中で、委員の皆様から積極的にご忌憚のないご意見、ご質問をいただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の「第5期障がい福祉計画について」、事前に資料をお読みになっていることと思っておりますけれども、事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

(事務局：田中)

障がい福祉課長の田中でございます。今日は、ご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、私から「第5期障がい福祉計画」についてご説明させていただきます。前のほうにパワーポイントもございますので、併せてご覧いただければと思います。お手元の資料ですと、資料1でございます。

それでは、まず計画の位置づけでございます。障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法第88条第1項に位置づけられるものでございます。市町村は、国の示す基本指針に即して定めるとされているところでございます。また、児童福祉法の改正によりまして、新たに障がい児福祉計画の策定も義務づけられたところでございます。こちらも、基本指針に即して定めるものとされているところでございます。このそれぞれの計画につきましては、全国の市町村すべてが必ず定めなければならないというものでございます。

まず、障がい児福祉計画につきましては、総合支援法第88条に規定する障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるとされております。新潟市におきましては、障がい福祉計画と一体で作成したいと考えているところでございます。

次に、総合支援法第88条第10項では、障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置す

る市町村は、障がい福祉計画を定めるときには、当該機関の意見を聞かなければならないとされているところでございます。この合議制の機関というのが、この施策審議会に当たります。そのため、来年度以降、この審議会におきまして福祉計画を審議していただくというところでございます。

次に、総合支援法第88条第9項では、総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定める場合、協議会の意見を聴くように努めるところでございます。この協議会というのが、自立支援協議会でございます。自立支援協議会の意見を参考としながら策定するというところでございます。

それでは、先ほどご説明いたしました障がい福祉計画と障がい児福祉計画は国の基本指針に即して定めることになっていきますということをお伝えしましたけれども、資料、画面でも載っているのですが、お手元のパワーポイントもあります、今回、少し字が小さいということで、参考資料1ということで、こちらが大きくなっているので、そちらを併せて見ていただくと分かりやすいかと思えます。

国では、その基本指針の見直しを行っているところでございまして、3月4日までパブリックコメントが行われておりまして、そこでの意見を踏まえてこの3月中に示されることとなっております。そのため、これから変更される可能性もございまして、こちらが現時点での基本指針の概要になります。

大きな見直し点としては、3成果目標に②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について盛り込まれたことや、総合支援法の改正により、④福祉施設から一般就労への移行の四つ目で就労定着支援とありますけれども、就労定着支援に関する目標が盛り込まれたこと、児童福祉法の改正により、⑤障害児支援の提供体制の整備に関する目標が新たに基本指針に盛り込まれているところでございます。

参考資料1は、成果目標の部分をより詳しく説明する資料となっております。また、参考資料3は、総合支援法や児童福祉法の一部改正に係る資料となっておりますので、後ほど時間があるときにご覧いただければと思います。

発達障がいに関することで丸山委員から事前に2点ご質問がありましたので、それについてお話をさせていただきます。発達障がい者支援地域協議会の設置につきましては、今ほど見ていただいております参考資料1のところですが、この協議会につきましては、来年度、新潟市においても設置するという予定であります。また、発達障がい者支援センターの地域支援機能の強化を目的とした発達障がい者地域支援マネージャーの設置につきましては、設置に向けて予算要求をしたところなのですが、来年度、設置が難しい状況となっております。

それでは、またパワーポイントを進めまして、第4期計画に係る基本指針の記載内容でございますけれども、計画の策定にあたりましては、「現在のサービスの利用の実態について分析を行うとともに、地域の実状に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である」とされているところでございます。こういった基本指針を踏まえながら、計画を策定するというところでございます。

またパワーポイントを進めますが、次に計画年度についてでございます。第1期から第4期まで、それぞれ3年ごとの計画を定めております。第5期につきましては、計画年度は平成30年度から平成32年度になっております。新潟市の実状とこれまでの計画を踏まえて、平成29年度から策定作業を行っていきたいと考えております。

次にまたパワーポイントを進めまして、今後のスケジュールでございますけれども、3月26日をもって現委員の皆様様の任期が終わるところでございますけれども、中には再任をお願いする方もいらっしゃると思いますので、そのときはよろしくお願いいたします。

国の基本指針につきましては、先ほどご説明したとおり、平成29年3月中に第5期計画に係る基本指針が示される予定となっております。平成29年5月ごろ、ニーズ把握のためのアンケート調査票の発送を予定しております。平成26年に使用したアンケート、これは参考資料2ということでつけておりますけれども、こちらをベースに調査票を作成するというところで考えております。その後8月から11月ごろ、3回にわたって計画案を検討いたしまして、10月には自立支援協議会でご検討いただきたいと考えております。その後パブリックコメントを実施し、平成30年2月に計画をご承認いただくというようなスケジュールを今のところ考えております。私からの説明は、以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。ただいま事務局の田中課長から、「第5期障がい福祉計画」についてご説明がありました。ほとんどこのメンバーで障がい者計画を策定して、障がい者計画は6年ということですが、この福祉計画については3年スパンで計画を見直しつつ策定をするということで、振り返りつつ3年が過ぎて、第4期が終わる時期となったということです。平成29年度、あと1年残っているわけですが、平成30年からの3か年の第5期障がい福祉計画を策定するというのが、次年度のこの施策審議会の役割ということでご説明をいただきました。ですので、本日、この議事で確認された事項は、次年度の審議会に確認事項として、決定事項として継続されまして、第5期の計画策定に反映されるということだと思いますので、ぜひ、ご忌憚のないご意見、ご質問をいただければと存じます。

課長からお話がありました丸山委員からのご質問等ということについては、参考資料1の最後のページでしょうか。そこに発達障がい者の支援のための体制整備ということが、これはま

だ確定した基本指針ではないということなのですが、最後のところに発達障がい者への支援のための体制整備ということについて記載されているということだと思いますので、ご参照いただければと思います。

この資料1と、それから参考資料1、参考資料2、参考資料3がこの議事に関する資料だと思いますが、いかがでしょうか。ご意見をいただければと存じます。丸山委員、お願いします。

(丸山委員)

ご回答いただきまして、ありがとうございました。

少し確認をさせていただきたいのが、協議会の設置については、来年度ということで、平成29年度設置の予定ということで了解させていただきました。主には、2016年5月に発達障害者支援法が改正になって、もう少しで2年経過すると。時間が経っていると。大きく六つ、七つくらいの大きな変更点があったわけですが、その中の一つが今のものなのですけれども、もう一つは、地域拠点の強化ですね。相談支援を中心とした。いわゆるセンター、今「JOIN」が1か所だけあるというのが新潟市の実状であります。

新潟市も広いものですから、しかもJOINは相当のフルパワーでものすごい活動をされているのを存じ上げていますし、もう少し地域拠点を、分散と言うと変ですが、今のJOINのパワーはもちろん温存しながら、もう少しエリアごとに拠点を何か所か、1か所でもいいですから増やすとか、その辺の可能性ということも、先ほどもマネージャーうんぬんというのは予算の問題ということでありましたけれども、今、少し検討対象から外れているというような理解をせざるを得ないということではございませんか。

(事務局：高橋)

管理係の高橋と申します。

ただいまのお話についてなのですが、拠点を増やすという考えについてなのですが、今、JOINと同じ機能を持つようなものをほかにいくつかつくるといような方向では検討しておりません。今考えているのは、JOINの機能をもう少し上げて、ほかの事業所との連携を高めて、支援体制を整えていくということを考えております。

今、JOINと話している中で問題となっているのが、相談に来られる方のその対応に当たっていると、どんどんJOINの対応が必要な人が増えていってさばけなくなっている。そのつなぎ先が確保できて、JOINに何回も頻繁に来なくても大丈夫なような、そういう体制をいかにして作っていくかということを考えております。そのためにマネージャーを配置して事業者との連携を深めたいと考えていたのですが、予算要求過程では現行体制でなぜ連携を深められないのかということが問題になりまして、来年度、なるべく早期にその協議会を発足させまして、その中でJOINの機能でどういったことが求められるかということ

もう一度洗い出したうえで、新しい取組みが必要であれば、それをやるためにマネージャーが必要だという理論を構築して、それで当たっていきたいと考えております。

(丸山委員)

ありがとうございました。大体分かりました。ということは、協議会の中で、その辺の詳細も議論されていくと理解すればよろしいですね。ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございます。実績をつくって、次の事業展開につなげていこうということで、連携、協働し合うということが必要だということだと思いますが、ぜひ、実現させていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。計画づくりにあたっては、今、事務局からパワーポイントでご説明いただいたこと、根拠法令ですとか、機関が連携、協働して策定していくというようなこと。それから、具体的な新潟市内の障がいのある子どもたちや障がいのある方たちのニーズ、サービスの実施状況、あるいは支援が困難な状況の方々の事例について十分な把握をしたうえで、アンケート調査、あるいはヒアリングを行って、そのうえで現計画を振り返って第5期計画の作成につなげていくということだと思います。第4期の現計画のところで実施アンケート調査の項目について見直しをしつつ、定点観測ではないのですけれども、項目は継続性がある程度必要だということで、これを基にアンケート調査をする。そして、同時に当事者の方々には、その団体の方々、関係者の方々にヒアリングを行う。この審議会にいつも8区の健康福祉課の方々にご出席いただいているわけですけれども、各区のニーズ、サービスの状況の把握ですとか区の自立支援協議会と連携し合ってさまざま取り組んでいらっしゃることを整理して、広岡会長の市の地域自立支援協議会のところでそれを集約して、そして計画に反映させていくというようなことをして、法改正ですとか環境がかなり変わってきていますし、そういう意味では、さらにいい施策づくりに向けての取組みが必要なのかと思います。

それぞれの委員の皆様の関係のところにもそういう意味でのヒアリングですとか、ご協力をいただくという形になるかと思いますが、ぜひお願いしたいと思いますが、特によろしいでしょうか。またお気づきのところがあったら、後ろのほうでお聞かせいただければと存じますが、この第5期障がい福祉計画につきましては、事務局からご説明いただいたこと、それから方針ですとか法の改正を踏まえて、それを十分に反映させ、当事者の方々のニーズ調査等も十分に反映させ、自立支援協議会と連携しながら策定していくのだということで、今日のご説明と示された資料についてご確認いただいたということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議事については、今日はこのことだけということになっております。ありがとうございました。

3. 報告事項

(1) 平成 29 年度の主な事業について

(島崎会長)

報告事項に移らせていただきます。報告事項は、次第のとおり 2 点、「平成 29 年度の主な事業について」と、それから市の組織の改編があるということについてのご説明があるということです。一つ目といたしまして、「平成 29 年度の主な取組みについて」、資料 2-1 の目次をご覧くださいと思います。資料の報告事項につきましては、資料 2-1 ですね。平成 29 年度の主な事業の目次をご覧くださいまして、障がい福祉課が所管する七つの事業について一括でご説明いただいて、次に質疑応答をする。その後、こころの健康センターと学校支援課の二つの所管課から事業を一括で説明して質疑応答をするということで進めさせていただきたいと思っております。それでは、これも事前に資料をお読みいただいていると思っておりますので、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

(事務局：竹中)

障がい福祉課の竹中と申します。

まず、目次を見ていただきたいのですが、こちらにある事業については、障がい福祉課、こころの健康センター、学校支援課の主要な施策になっています。障がい福祉課が七つ、こころの健康センター、学校支援課がそれぞれ三つずつ、これからご説明しますが、平成 29 年度の予算状況を、今年度の取組みも踏まえながらご説明させていただきたいと思っています。

まず 1 ページ目、(1)「共に生きるまちづくり条例関連事業」になりますが、平成 28 年度の予算額は 220 万円でしたが、平成 29 年度については 212 万円、8 万円の減となりましたが、前年度とほぼ同額となっています。事業の概要については、条例周知に係る研修会・講習会を積極的に開催するとともに、障がい等を理由とした差別解消に向けた協議提案を行う条例推進会議を開催し、条例や障がいに対する理解を深める取組みを行うこととしています。

事業の内容については、平成 28 年度と同様、条例周知に係る研修会・講習会等の開催、平成 28 年度 130 回以上やったのですけれども、来年度についても同等の回数ができると思っています。特に、障がいのある人と接点の少ない民間事業者や自治会などに周知を図っていきたいと考えています。

次に条例推進会議ですが、こちらは、今年度は 2 月 7 日に開催させていただきました。調整委員会についても、これは紛争解決機関になりますが、2 月 2 日に開催させていただきました。これら二つの会議のうち、条例推進会議について今年度の取組みをこれから少しご紹介させて

いただきたいと思います。

資料 2-2 を見ていただきたいと思います。「条例推進会議について」という資料で、まず条例推進会議の設置根拠と目的をご説明させていただきますと、共生のまちづくり条例第 8 条第 1 項に「市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を設置する」としています。これが、目的と設置根拠になります。市の附属機関になります。

国では、障害者差別解消法を昨年 4 月 1 日に施行し、障がいを理由とした差別解消に向け動いており、地方自治体に対して差別解消法の第 17 条で規定する障害者差別解消支援地域協議会の設置を求めています。本市の条例推進会議は、この地域協議会を兼ねるものとしています。国の地域協議会の目的についても、条例と同様に差別の解消を図ることを目的としています。

次に、条例推進会議の役割です。共生のまちづくり条例第 8 条第 2 項において、条例推進会議は、前項の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、次に掲げる事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を市長に建議することができるとしています。(1) としまして、障がいのある人からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組みに関する事。(2) としまして、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、差別をなくすための取組みを担う人材の育成に関する事。(3) として、周知啓発の実施状況その他この条例の施行の状況に関する事。(4) としまして、前 3 項に掲げるもののほか、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、差別をなくすために必要な事項と規定しています。これが、条例推進会議の役割になります。

次に、条例推進会議の委員名簿になります。1 番から 7 番までが障がい当事者の方、8 番から 23 番までがさまざまな各分野を代表する方々になっていただいています。1 番の佐藤さんは、こちらの会議にも参加いただいていますし、松永さん、柳さん、熊倉さんにも、こちらの会議に参加いただいています。それから弁護士会の方や 10 番の医師会の方、11 番の商工会議所の方、12 番の労働局の方、13 番は新潟大学教育学部の教授、14 番、15 番では小学校長会と中学校長会の代表の方、17 番では新潟県宅地建物取引業協会の方、18 番、19 番で新潟日報や NHK、このようなさまざまな方に担っていただいて、さまざまな立場からご意見をいただこうと考えています。

次に、今年度の取組みになります。先ほどもご説明しましたとおり、平成 29 年 2 月 7 日に第 1 回を開催しました。その中では、相談機関に寄せられた差別事例について情報共有を図り、市で実施した障がいのある人に対する配慮・改善事例について報告をさせていただきました。この二つについては、後ほど皆様にもご紹介させていただきたいと思っています。

次に、課題解決に向けた取組みは、別途組織するワーキングチームで行うということをご承

認いただきました。これはどういったことかと言いますと、課題解決に向けた取組みについては、年1回程度の条例推進会議では深く掘り下げた検討は難しいだろうということで、ワーキングチームを作って検討していくということを承認いただいたということになります。全体的な流れとしましては、相談事例を参考に相談機関における対応だけでなく、条例推進会議においても課題解決に向けて取り組むべきテーマ・課題を決定いただき、その課題・テーマをワーキングチームで深掘りして、最終的に条例推進会議でご検討いただくという形で今後進めていきたいと考えています。条例推進会議の今年度の取組みは、以上になります。

次に、条例推進会議で報告しました今年度相談機関に寄せられた差別事例についてご紹介させていただきます。

事例1として、全盲の視覚障がい者Aさんが「合理的配慮として代筆をお願いしたい」という申し出をし、B職員が申請書の代筆を行っていた。その後、別の書類についても代筆が必要なことに気づいたB職員が、C職員に代筆を行ってもいいかと確認したところ、C職員がAさんに対して「可能であれば自署でお願いしたい」と発言してしまった。そうしたところ、Aさんの支援者であるDさんから、「事前に合理的配慮の提供を求めているのに、そのような発言をするのは差別に当たるのではないか」という訴えがあったという事例です。こちらは、そういった発言はしたのですけれども、結果として代筆を行ったので差別には当たらないと判断しましたが、しかし、職員の条例に対する理解が十分ではなかったため、再度周知を徹底したという事例です。

次に、事例2です。F氏、要介護度5、持病有のような手のかかる人は受け入れることができないという理由で、G施設にショートステイの利用を拒否された。これは、不利益な取扱いに当たるのではないかという相談が肢体不自由の方からありました。こういった相談が寄せられた場合、双方の話を聞かないと真相がわからないため、基幹相談支援センターの職員と障がい福祉課の職員がこのG施設に事実確認に伺います。そうしたところ、G施設の言い分としては、F氏の持病に対応できる医師・看護師がいないという理由で利用をお断りしたという話をお聞きしました。そのため、この理由は正当な理由に当たると考え、差別に当たらないと判断しましたが、G施設には利用をお断りする際には、その理由を丁寧に説明するよう指導したという事例です。こちらについては、Aさんは、自分が手がかかるから受け入れてもらえないと理解して訴えていたのですけれども、施設側の言い分としては、体制がとれていない、医師・看護師がいないということで断ったということでお互いの認識にずれがあったので、きちんと丁寧に説明するように指導したという事例です。

次に、事例3です。体育施設の芝生部分に車いす利用者が入れないのは不利益な取扱いに当たるのではないかというご相談が、肢体不自由の方を支援する方から障がい福祉課にありまし

た。この体育施設というのは、新潟市の陸上競技場のことで、サッカーのアルビレックスレディースが陸上競技場で試合をするようになってから車いすの方が芝生の上に上がれなくなったのだそうです。条例の施行により差別に当たるという訴えがあったため、所管課と施設管理者と協議の結果、車いす利用者が芝生の上に入れるようになりました。芝生の上には上がせない理由、根拠がないという話が担当課からあったので、そうであるならば車いすの人を芝生に上げて問題ないですよねということで、上げていただくことができるようになったという事例です。

次に、事例4です。飲食店に入ろうとしたところ、盲導犬の同伴を理由に入店を断られた。障がい等を理由とした差別に当たるのではないかというご相談が、視覚障がい者の方から障がい福祉課にあったという事例です。先ほどもお話ししたのですが、こういった相談があると、基幹相談支援センターの職員と障がい福祉課の職員が飲食店に赴きまして、事実確認をさせていただきます。そうしたところ、この飲食店の店長の方は、盲導犬を入店させなければならない義務があるということを知らなかった。条例の存在も知らなかったということでした。今後は盲導犬をきちんと受け入れますということで、理解を示してくれたという事例です。

次に、事例5です。現在、聴覚障がいを理由に医療機関から健康診断を断られている。過去にその医療機関で健康診断を受けたことがあり、断られたことが納得できないため、明確な理由を問い合わせしているという相談がメールで障がい福祉課にありました。こちらについては、医療機関とやり取りをしているように受け取れるメールだったので、障がい福祉課からメールを返信するときに、もしこれから医療機関とやり取りがあるようであれば、正当な理由なく聴覚障がいを理由に医療機関が診療を断ることは、差別解消法及び共生のまちづくり条例が禁止する差別に該当するということを伝えてくださいと返信したところ、その後、何も問い合わせ等がなかったので、おそらくそれで解決したのではないかと考えられる事例です。

次に、事例6です。移動支援によりヘルパーが院内支援を行っている際に、尿検査のための採尿を病院看護師に依頼したが断られた場合、合理的配慮の不提供に当たるかという質問が事業者の方からありました。こちらについては、本人が看護師だけでなくヘルパーも含めて採尿を手伝ってほしいという合理的配慮の提供を求めているのに拒否することは、合理的配慮の不提供に当たると回答させていただきました。ただし、ヘルパーも看護師も何らかの理由でできない場合ということもあると思いますので、そういった場合は、病院での採尿が困難であれば自宅で採尿し通院時に持参する、または指先採血による検査にするなど、別の方法で合理的配慮を提供することも考えられるというアドバイスをさせていただきました。やはり、できないという理由を探すのではなくて、ほかにできる合理的配慮の手段を探してもらいたいという意味でこういったお話をさせていただきました。

次に、事例7です。3階建てのエレベーターがないマンションを視覚障がい者の人が借りようとしたところ、冬季に階段が凍結するため危険という理由でオーナーに入居を断られたという事例がありました。不利益な取扱いに当たるのではないかとという相談が障がい福祉課にあった事例です。こちらについては、マンションの管理会社を通じて条例の趣旨や内容についてオーナーに伝えていただき、結果的にオーナーの理解を得てマンションを借りられるようになったという事例です。

以上で差別として寄せられた相談事例は終わり、次に障がいのある人に対する配慮・改選事例についてということで、市役所内で行われた配慮・改善事例についてご報告させていただきます。

まず、条例施行を契機に行われた障がいのある人に対する配慮・改善事例についてどのようなものが行われたかというところを、市役所内の251課に照会を行いました。その結果が、後ほど説明するものになります。目的としましては、市役所内で行われた障がいのある人に対する配慮・改善事例について情報共有を図ることで、今後の取組みの参考にしていただきたいと考え実施したものです。事例の紹介については、合理的配慮の提供事例とそれ以外の事例に分けてご紹介させていただきます。

まず、合理的配慮の提供事例その1としまして、受講者から人ごみに入るとパニックを起こすため、食品衛生管理に係る講習会を受けることができないという申し出が市役所のある課にありました。この方は、長時間人ごみにいるとパニックを起こしやすいという話だったので、そのため講習会を2回に分けて受講していただいたということです。また、受付時に申し出ることで、出入口付近の利用しやすい席を確保して案内し、途中退出も可能な旨を説明したという事例です。

担当課からはこの講習会は市の裁量により2回に分けるということができる講習会だったため、このような合理的配慮を行ったという話でしたが、他団体が主催した場合、例えば県や食品管理協会など他団体が主催の場合は、こういった配慮は難しいという話でした。そのため、そのような場合は、条例の考え方、差別解消法の考え方についてその主催団体に伝え、何らかの方法で受講できるように話し合いをしたいと考えているので、障がい福祉課にご相談いただきたいという話をしたところです。

次に、事例2です。新潟市歴史博物館の利用者より、受付に設置してある貸出用車いすを駐車場まで持ってきてほしいとの要望があったため、貸出用の車いすを職員が駐車場まで持参し、また駐車場直近の入口を開放する対応をとったという事例です。

次に、事例3です。新潟シティマラソンにおいて、知的障がいのある参加者の保護者より、落ち着いて参加できるように開始式とスタートへの付添いの相談がありました。通常、開始式

やスタート地点は、その時間はランナーだけが入れる場所となるのですけれども、知的障がいのある参加者に配慮し、こちらで用意した付添人の札をつけてもらうことでスタートまでの付添いを認めたという合理的配慮の事例です。

次に、事例その4です。西蒲区役所はエレベーターがない3階建ての建物であり、当農業委員会は2階に事務所がある。このため、車いす利用者から2階に上れないので農地相談及び受委託申請書を記載することができなくて困っているという相談が寄せられました。これに対しましては、1階受付職員に対して当農業委員会を利用する車いす利用者が来庁された際は、速やかに連絡してもらうように依頼し、また、1階の窓口で申請手続きを実施しました。ただし本人の希望がある場合は、車いすの持ち上げ等で2階の窓口でも対応可としているというところ です。

次に、その5です。車いす利用者や視覚障がい者から、体育施設で着替えをする際、健常者より広いスペースが必要なため配慮してほしいとの要望を受け、これに対する合理的配慮としましては、事務スペース裏にあるフリースペースを着替え用に貸し出すこととし、受け入れ体制を整えるという配慮をとったという事例です。

次に、その6です。プールにてウォーキングをする際のヌードル（浮き具）が必要なため、普段許可されていないヌードルを使わせてもらいたい旨の要望がありました。こちらに対しては、ルール上は許可していない場合でも、ケースによっては協議しながら許可するなど、臨機応変に対応する方針としたというところ です。こちらについては、障がいのある人だけに限る配慮ではないですけれども、ご紹介させていただきました。

ここまでが、合理的配慮の提供事例になります。これからは、その他配慮・改善事例をご紹介します。

その1としまして、以前は設備も古く照明も薄暗かったため、案内表示や掲示物が見えにくかった。これに対し、LED照明を設置したことにより館内が明るくなり、障がいのある人も案内表示や掲示物が見やすくなったという報告がありました。こういった改善事例については、複数の課から報告がありました。

次に、その2です。これは、先ほど差別事例のところと重なっているので、省略させていただきます。

その3です。講演会の開催にあたり、聴覚障がいのある人の参加も見込まれたため、受付方法を検討したということで、それに対しては、聴覚障がいのある人でも申し込みができるよう、電話のほかにFAX、メールでの申し込みを受けつけることにしたという報告がありました。こちらについても、複数の課からこういった報告がありました。

次に、その4です。石山地区センター内で、施設がより利用しやすくなる改善点がないか検

討を行ったということです。こちらについては、車いす利用者が合理的配慮の申し出をしやすくするために、「配慮が必要な方は職員にお申し出ください」という掲示物を車いす付近に掲示したということです。これが、実際の写真です。入口の近くに、分かりにくいのですが、これが入口、自動ドアの前なのですけれども、わきに車いすが置いてありまして、そこにこういう掲示物を貼って、「車いす利用にあたり配慮が必要な方は職員にお申し出ください」という掲示物を掲示したという事例です。

次に、その5です。悪天候時、障がい者駐車場での乗降に困難をきたしている障がいのある人が見受けられたと。これに対して、障がい者駐車場にセンターの電話番号を掲示し、いつでも乗降の手伝いができる体制を整えたということです。これも実際の写真があるのですが、駐車場に看板が置いてありまして、「駐車SOSコール」と電話番号が書いてある、こういったものを設置したという事例です。

次に、その6です。来庁する聴覚障がい者の方が手話通訳者を呼び筆談を利用しやすくする方法を検討したということで、こちらについては、市民対応している窓口に「手話通訳可能及び筆談対応可能です」と記載したパネルを設置し、また筆談用ボードを設置したということです。こういった報告も、複数の課から報告がありました。これが実際の、秋葉区の健康福祉課の窓口になりますけれども、こういうパネル等を置きまして「筆談対応可能です」、「手話通訳可能です」というものを設置していると。それから、筆談用のボードを設置しているという事例です。

次にその7としまして、車いすの人にとって、執務室と会議室の通路等が狭く移動がスムーズにできなかつた。これに対しては、車いすの人にとって、執務室及び会議室の通路が狭く動きにくい座席配置等を改め、スムーズに動けるように空間を確保したという事例です。こちらについても、複数の課からこういった報告がありました。

次に、その8です。当課では、6月から10月までの5か月間チャレンジ職員を受け入れることになったが、チャレンジ職員受け入れが初めての職員がほとんどだったため、受け入れる側の体制を整えようと考えた。ここで言うチャレンジ職員というのは、知的障がいの方、精神障がいの方を対象に、一般就労に向けて市役所内で業務経験を積むことができる制度があります。その制度を利用し市役所で働いている障がいのある人になります。こういったチャレンジ職員について、どのような障がいがあり、どのような配慮が必要かなどの基本的な知識について課内で学習会を開き、チャレンジ職員を迎え入れ、その結果、とてもスムーズに職場に対応できたという事例です。

次に、その9です。療育教室の参加者の中には刺激に過敏に反応する特性を持つ児も多く、教室にスムーズに参加するための配慮が必要だと認識し、これに対しては、正面玄関ではなく

ホールわきの通用口を療育教室参加者専用の出入口として、会場までの動線を最短としたこと、他の利用者との接触をなくしたことで、外的刺激を最小限にしたという事例です。

(事務局：山田)

障がい福祉課介護給付係の山田と申します。

続きまして、資料2-1の2ページ、(2)「障がい者基幹相談支援センター事業」について説明をさせていただきます。事業の概要といたしましては、新潟市の相談支援の中核となる障がい者基幹相談支援センター4か所において、障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、共生のまちづくり条例に係る障がいなどを理由とする差別相談機関として、障がい者(児)が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を引き続き図ってまいります。

事業の内容といたしましては、引き続き①の一般相談、②地域の相談支援体制の強化に関する取組み、③地域移行・地域定着の促進への取組み及び支援、④権利擁護・虐待防止、⑤障がい児等療育支援、⑥共に生きるまちづくり条例に係る相談機関の業務を行ってまいります。

次に、相談実績といたしまして、この障がい者基幹相談支援センターは、平成27年度からこの体制をスタートし、平成27年度の相談実績が約2万5,200件であったところですが、平成28年度の見込みといたしましては、約3,000件ほど上回る約2万8,400件の相談件数を受ける見込みとなっております。こちらについては、平成28年度より相談員を2名増員したところも影響しているのではないかと考えております。また、寄せられる相談に対する障がい種別の内訳といたしまして、障がい者におきましては精神障がいのある方からの相談が約50パーセント、障がい児におきましては知的の障がいのある方が49パーセントと、相談の全体の半数を占めている状況になります。

続きまして、3ページの(3)「強度行動障がい者(児)支援職員育成事業」について説明させていただきます。事業の概要といたしましては、施設・事業所の職員に対し、専門職研修への参加にかかる費用の助成を行うとともに、実際に強度行動障がい者(児)を支援する現場での研修の場を設けることで強度行動障がい者(児)を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、強度行動障がい者(児)及びその家族が安心して暮らせる環境を整えることとなります。

事業の内容といたしましては、まず1番目に「県研修受講料等補助」を記載させていただいておりますが、平成26年度より新潟県が主催しております「強度行動障がい支援者養成研修」を受講する場合、受講をされる新潟市の事業所職員に対しての受講料などを補助するものでございます。

次に、「実地研修開催委託」につきましては、平成27年度より新潟市独自の取組みといたしまして、実地研修というものを開催しております。その実地研修を強度行動障がい者(児)

の支援実績を有する事業所に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託するものでございます。現在、新潟太陽福祉会にこの事業を委託しているところになります。そして「実地研修受講補助」についてですが、実地研修に職員を派遣する市内の事業所に対して補助を行うものになっております。平成 28 年度におきましては、新潟県主催の研修の受講修了者が 97 名、新潟市主催の実地研修におきましては約 25 名の方が修了の見込みとなっております。

続きまして、4 ページの (4)「放課後等デイサービス事業」についてです。事業の概要といたしましては、学校に通学している障がい児に対し、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うものであります。

平成 29 年 4 月開設予定の事業所もございしますが、市内 44 か所の事業所でサービスを提供する予定でございます。また、国の省令の改正に伴いまして、平成 29 年 4 月より新潟市の条例を改正する予定であります。条例の改正の概要といたしましては、一つ目は、サービスの提供規模に応じて配置が必要な従業者について、これまでは指導員または保育士と定められていたところを、児童指導員、これは社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する方であったり都道府県に教員免許の登録をされている方などのより専門性のある職種の方、そして保育士は変わらずですが、または障がい福祉サービス経験者、こちらは障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス事業の経験者を新たに追加するという内容が改正の 1 点目でございます。

もう 1 点につきましては、放課後等デイサービスの事業者においては、事業の評価を事業者自らが行うこと。また保護者からの評価も行い、その改善の結果については、インターネットなどで公表することで情報提供を行うこととするという内容が 2 点目でございます。新潟市の条例の改正におきましても、国の省令と同様に平成 29 年 4 月からの改正を予定しております。

続きまして、5 ページ (5)「介護給付等関連事業」でございます。事業の概要といたしましては、障がい者の日常生活を支援するために必要な介護サービスを提供し、地域で自立した生活の推進を図るものでございます。

事業の内容におきましては、居宅系のサービス、通所系のサービス、入所系のサービス、訓練系のサービス、そして児童の通所に関するサービス、相談のサービスが含まれているところでございます。このうち居宅介護をはじめ、同行援護、移動支援、短期入所、グループホーム、就労系の事業と児童の通所事業につきましては、市内の事業所数が増加していることもありまして、平成 29 年の当初におけるサービスの利用者数も増加が見込まれているところでございます。

(事務局：横野)

就労支援係の横野と申します。5 ページの下の方から続けてご説明させていただきます。

5 ページの下の方、国の省令改正に伴い、平成 29 年 4 月より新潟市の条例を改正予定とい

うことで、「就労継続支援A型」に係る条例改正の概要といたしまして、まず、「事業者は、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行うこと」、それから「事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないこと」という規定が設けられます。これは、就労継続支援A型の利用者の能力をより高めるため、また事業所運営をより適正化するために改正が行われるものです。「放課後デイサービス」の条例改正については、(4)のご説明のとおりです。

続きまして、6ページの「農業を活用した障がい者雇用促進事業」についてです。事業の概要は、「新潟市障がい者あぐりサポートセンター」に職員2名を配置して運営する。それから、障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対する助成を行うなど、障がいのある人の就農を促進することで、地域特性を活かした職域の拡大を図るというものでございます。平成27年度からの継続事業となっております。

事業の内容といたしましては、(1)新潟市障がい者あぐりサポートセンターが労働力不足の農家と就労を希望する障がいのある人をコーディネートするほか、圃場での農作業支援や農家の開拓、農福連携の仕組みづくりなどを実施するというもので、平成27年度から農家と福祉施設の仕事のマッチングを行ってきまして、平成29年2月末までで65件の組み合わせが生まれました。

(2)障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対し、1日3,000円を助成する「施設外就農助成制度」を実施。平成28年度につきましては、2月末までで、農家47件、福祉施設29件が農福連携による委託作業を行いました。延べ作業日数としましては、平成27年度の972日を大幅に上回る1,757日となっております。平成29年度は、年間延べ作業日数2,000日を見込んでおります。

(3)先進的な取組みを行っている講師を迎え、農福連携セミナーを開催。今年度は、1月25日に、愛媛県で自然栽培による障がい者の就農を実施しております佐伯康人さんを講師に迎えてセミナーを開催しました。農家や福祉施設の職員等89名から参加していただきました。平成29年度につきましても、農家と福祉施設の双方にとってメリットが生じるよう、研修機会を設けていきます。

平成29年度予算額は1,612万円で、平成28年度当初予算と比較して162万円増となっております。増額分は、すべて農家への助成金の部分でございます。私からは、以上でございます。

(事務局：高橋)

引き続きまして、今度は管理係から7ページの説明をさせていただきます。

「社会福祉施設等整備費補助金」でございます。上段の金額の部分なのですが、ここは例年予算額で比較をしていたところなのですが、平成28年度の整備分といたしまして

は、実は国と協議していく中で内示を得られなかった施設ですとか、事業者側で建設を辞退されたところがあったりいたしまして、単純に予算額で比較しても実態のない比較になってしまうということで、今回、平成 28 年度整備分につきましては、内示が出て実際に建設が進んでいる分の金額として掲載させていただいております。平成 28 年度の内示額と平成 29 年度の予算額で比較いたしますと、それぞれ補正予算で繰り越して建設する分も含めてということになりますが、引き算しますと 8,500 万円の減という状況でございます。これは、平成 27 年度予算で建設を進めているところの数が非常に多かったということで、このような形になっております。この事業につきましては、民間事業者の施設整備について補助をするものでございますが、毎年夏ごろに希望調査を行いまして、その中から部署で優先順位を決めて補助を行う案件を決定しているということでございます。

来年度、平成 29 年度に整備する内訳といたしましては、平成 28 年度補正予算を繰り越して来年度に行う分ですけれども、中段に書いてありますとおり、グループホームが 19 人分、短期入所が 19 人分、それからスプリンクラー整備が 1 施設分ということでございます。次に、平成 29 年度の当初予算で行うものといたしましては、実は建設を予定していたものが全部補正予算で前倒し対応が可能となりましたので、施設の建設を行う分はなくなりまして、防犯対策強化といたしまして防犯カメラ等の設置を行う施設が 6 施設分、予算にいたしますと 250 万円ということでございます。

この財源といたしましては、一番下を書いてありますけれども、事業費総額に対して 4 分の 3 を補助するというところでございますが、内 4 分の 2 が国の分、4 分の 1 が市の分として補助しております。

(島崎会長)

ありがとうございました。事務局から平成 29 年度の主な事業について、障がい福祉課担当分についてのご説明がありました。何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(柏委員)

障がい者基幹相談支援センターの事業なのですけれども、事業の内容の③の「地域移行・地域定着の促進への取り組み及び支援」というところで、相談実績の中の障がい者で精神の方が 50 パーセントという数が出ていますが、この地域定着への促進の場合に、精神の方の場合は非常に時間がかかって相談も長期に渡るかと思うのですが、現在の基幹相談支援センターの相談員では賄いきれないのではないかという不安が少しあるのですけれども、その点のところをお尋ねしたいのですが。

(事務局：山田)

今ほどの地域定着の件については、確におっしゃるとおり、精神障がいのある方の支援と

というのは時間がかかるというところは、支援の継続というところも含めて、基幹相談支援センターの相談員の方も含めて支援を行うというのは、確かに長い時間をかけて必要になってくるかと思えます。

基幹相談支援センターの相談員がかかわる部分というところで、実は、委員の方で本間委員が基幹相談支援センターの相談員の方ですので、ここで少しお話をお伺いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

(本間委員)

基幹相談支援センターで相談員をしています本間です。

今、柏委員がおっしゃるように、精神の方の相談はなかなか、もちろんゴールが見えないというところで日々苦勞しているところではあるのですが、どちらかと言うと病院もけっこう昔に比べて退院にかかわる協力が得られるようになって、例えば退院する前に看護師がご本人と一緒に、入院中なのだけでも外出に付き添ってもらって家の中で足りないものを看護師が対応してくれたりとか、それから、我々だけではなくて計画を立てる相談支援事業所の相談員も共に協力しながらやっていくという辺りでは、基幹相談支援センターの人だけが背負っているわけではないというところで、皆で役割分担をしてやっていっているというのが現状です。でも、まだまだ長期入院患者はたくさんいると思うので、その辺は病院側の掘り起しも必要かなとは思っています。

(島崎会長)

よろしいですか。宇治委員、関連でご発言いただければと思います。またその後に、柏委員をお願いします。

(宇治委員)

宇治です。

私も、少しその基幹相談支援センターの役割がかなり負担になっているのではないかなというところがあって、特に精神障がいの方たちが、今、精神障がいに特化した相談を受けるところで地域活動支援センターI型があるかと思うのですが、そこにつなげられればいいかなとも思っているのですが、地域活動支援センターI型自体も、今、現状それほど多くもなく、市内に2か所というところの中で対応が難しい部分もあり、地域活動支援センターI型も増やしていってもらえればなど。先ほどの発達障がいの部分でもありましたけれども、それぞれ専門の分野にうまくつなげられるような形をとってもらえるといいかなと。でも、それにはやはりまだまだ足りない部分があって、その辺、予算の関係もあるかと思うのですが、増やしてもらいたいという希望があります。

それから、私も、障がいの内訳の中でご家族というのがどこに入っているのかなと思ってい

て、私、日ごろご家族から相談を受けることがかなりあって、ご家族も相談する場所がなかなかないということ、どこに相談していいかわからないというような声もよく聞かれていますので、ご家族の相談というのがこの障がい別の中のその他に入るのか、それぞれの障がいの中にご家族が入っているのか、その辺を少しお聞きしたいところです。

(島崎会長)

ありがとうございます。柏委員は、今の本間委員と宇治委員のお話でいかがですか。

(柏委員)

本間委員のことも関係するのですけれども、次のこの精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築というものが今度出てくると思うのですけれども、それにも関連してくるかと思うのです。私の子どものことで少しお話ししたいのですが、入退院を何十回も繰り返しているのですけれども、今回、退院してから地域の生活で4か月継続できていまして、その違いの一番は、訪問看護師が入るようになったということと、その前はヘルパーも入っていました。それからその連携が非常によくできてきて、主治医と訪問看護師の場合は、診察の前にコピーを送って状況をお伝えするとか、それから症状が少し危ないようなときには、ヘルパーも専門の方が少し行ってみるとか、そういう形のやり方が個人的にできてきているのですが、これが政策上この包括ケアシステムということで、保健・医療・福祉関係の政策として出てくるともっと使いやすくなるかなと思いましたので、今のところは基幹相談支援センターが主にやっているかと思うので、基幹相談支援センターだけではなくて、そういうシステムをつくるという形で解決していただけるとありがたいと思って申し上げました。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、現状と課題と、今後の施策の方向性といえますか、取り組み方の具体的な提案があったと思いますので、これはぜひ市の施策としても、先ほどの発達障がいの相談の場がもう少し増えていったらということと併せて、やはり精神障がいの方たちへの施策、この後、こころの健康センターからもご説明がありますけれども、そういう中に組み込む、あるいは課としての取り組みとして、ぜひここで残しておいていただきたいと思います。

事務局はよろしいですか。山田さんから何かございますか。

(事務局：山田)

先ほど宇治委員からお話がありましたご家族からの相談がどのくらい寄せられているのでしょうかというところについてなのですけれども、今、障がいの種別というところでご報告はさせていただいておりますが、こちらの中にはご家族からのご相談も含まれているというところになっております。

参考として、平成27年度の実績のところからで恐縮ですが、2万5,200件寄せられた相談の

中で、一番割合が多かったのがご本人からで約 30 パーセント、ご親族、ご家族からは約 10 パーセント、行政機関で 17 パーセント、サービス事業所の関係のところ約 25 パーセントという内訳になっております。

(島崎会長)

ありがとうございます。障がい福祉課の管轄の事業について七つあったわけですが、ほかにご質問、ご意見、ご提案等はございませんでしょうか。

(柳委員)

基幹相談支援センターについてなのですが、障がい種別に数字が出ておりますけれども、その他というのは、聴覚障がい者はそこに入っているのでしょうか。聴覚障がい者はどこに含まれているのでしょうか。

(島崎会長)

今、柳委員から、聴覚障がいのご相談はどこに入っているのかということですが、いかがでしょうか。

(事務局：山田)

今の柳委員からのご質問のあった聴覚障がいのある方はどちらに含まれるかということについてなのですが、身体障がいのある方のところに含んでおります。

(島崎会長)

その内訳はわかりますか。身体障がいも種別がいくつもあるわけですが、その中で先ほどのような内訳をおっしゃっていただきましたけれども、種別の内訳はわかりますか。

(事務局：山田)

すみません。今、種別の内訳のところまで集計がございませんので。

(島崎会長)

柳委員からのご質問の意図からすると、種別に分けた集計もあると一番いいのではないかなと思います。もし手元にあるようでしたら、集計データをつくっていただければと思いますし、今後、相談件数について種別でも分かるような内訳といいますか、取っておいていただければと思います。

(事務局：山田)

今、いただいたご意見を参考とさせていただいて、今後は種別のところまで集計が取れるように進めていきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。時間の関係もございませんが、ほかにございませんでしょうか。もし

お気づきのところがありましたら、全体のところで時間が取れればと思いますので、まず進めさせていただきたいと思います。

続きまして、資料2-1のこころの健康センター、それから学校支援課のそれぞれの、資料2-1の8ページからになりますでしょうか。ご説明、よろしく願いいたします。

(こころの健康センター：福島)

こころの健康センターの福島です。私からは、こころの健康センターが所管している事業についてご説明いたします。8ページからをご覧ください。私からは三つ、「自殺総合対策事業」と「精神科医療救急システム事業」、そして「地域移行・地域定着支援事業」についてご説明いたします。

まず「自殺総合対策事業」になります。8ページをご覧ください。自殺対策もいくつかに分けておりますが、まず一つ目の(1)「相談支援事業」になります。この(1)の①の「くらしとこころの総合相談会」。これは、弁護士や保健師、薬剤師等、多職種によるワンストップの総合相談会として実施しております。中身としては、こころの健康の相談や多重債務など、健康から法的な側面までさまざまな相談に対応いたします。来年度は、4月から毎月第3金曜日に中央区の万代シテイのバスセンタービルにおきまして定例相談会を開催するほか、西区と東区でも開催したいと考えています。なお、今年度は1月末までで10回開催しまして、相談に来た方は65人ということで、相談会が年々定着してきており、予約の方が増えてきております。

②になりますが、「こころといのちの寄り添い支援事業」になります。これは自殺企図された方をケアいたしまして、再び企図に至ることがないように支援していくというものになりますが、救命救急センターや生活保護担当部署、消防署、警察等の協力機関と連携を図り、ご本人及びご家族の同意をいただいたうえで情報を共有して、自殺未遂者の方を支援しております。今年度は、これまで被支援者の方は1月末時点で42名、相談延べ件数が530件となっています。本事業のケースは、毎年増加しています。協力機関との連携も深まって事業が段々定着してきたと考えています。先ほどお話に出ました基幹相談支援センターなどとも連携しながら、支援を行っているところでございます。

次に、三つ目になります。「電話相談事業」になります。これは、平成27年から新潟県と共同で、主に深夜帯をカバーします「こころの相談ダイヤル」を開設いたしました。電話相談に関しましては、以前から平日昼間はこころの健康センターが行いまして、夜間は社会福祉協議会に委託して「こころといのちのホットライン事業」を行っていますが、それと併せまして24時間365日の相談支援体制を構築いたしました。来年度は、県と共同の「こころの相談ダイヤル」の回線を1回線から2回線に増やして強化していきたいと考えています。ちなみに件数になりますが、「こころといのちのホットライン」は1月末までで7,156件、「こころの相談ダイ

ヤル」は新潟市分だけで1,265件の電話相談がありました。相談件数は、いずれも昨年度と比べまして今年度は増えてきております。

次の「連携体制推進事業」になりますが、これは、ここに書いてあります自殺対策協議会でありますとか庁内推進会議等の会議を行いまして、連携を図るということになります。

次に(3)番の「人材育成事業」になりますが、これは、若年層に向けた自殺対策につきまして、今年度、新潟県立大学に委託しまして、若年層における実態把握調査及びゲートキーパー養成のための人材育成プログラムの開発を行っているところです。平成29年度は、このプログラムについて広くゲートキーパー養成研修に活用していくためのワークブックを作って、このプログラムを広めていき、若い方、大学生を中心とした若年層の方々が、お互いに変化に気づいて相談につなげることができるような体制をつくっていければと考えています。このほかに、医療福祉関係者向けの研修でありますとか庁内の窓口担当者を対象とした研修会も、今年度同様に行っていきたいと考えています。

(4)番目の「普及啓発事業」になりますが、毎年9月に新潟駅前キャンペーンを実施しています。これは、来年度も行います。また、大きな企業ですとメンタルヘルス対策は充実してきていますが、小規模の事業場ではそれが難しいということもあって、今年度、小規模事業場向けにコミュニケーションの促進を図るようなクリアファイルを作ってござりまして、今年度から来年度にかけて、それを配布して、新潟市に多い小規模の事業場におけるメンタル対策の促進を図っていきたいと考えています。

また、(5)番目の「民間団体支援」になりますが、「いのちの電話」の運営費を補助しています。

続きまして、9ページをご覧ください。「精神科医療救急システム事業」になります。これは、精神症状が急に悪化した場合に、いつでも安心して受診できるように輪番体制を整備しています。併せて、平成26年からになりますが、救急隊等の関係機関に医療機関の情報を提供する「精神科救急情報センター」、また平成27年からは、市民からの相談に対応いたします「精神医療相談窓口」を県と共同で運営してござります。こういった窓口につきましては、チラシやホームページの周知を強化していって、市民の皆さんに利用していただきやすい窓口にしていきたいと考えています。

続きまして、10ページ目をご覧ください。これは、地域移行・地域定着支援事業、精神障がい者を対象としたこの事業の精神保健福祉医療に向けた部分の取組みになります。これは、新しい長期入院が発生することを防ぎまして、精神障がいをお持ちの方が安心して地域で暮らせるように、平成26年からこの事業を行って体制整備を進めているところです。平成29年度も、関係機関との連携を図るとともに、関係機関の職員の技術の向上にも取り組んでいきたいと考

えています。

内容を説明していきますが、まず（１）の「精神科病院情報交換会」です。これは、市内の10病院の相談員を対象といたしまして、お互いの取組みについて学び合うことを目的に、各病院での取組みや日々の業務について情報交換や意見交換を行うものになります。今年度は、先ほどもお話がありました「共に生きるまちづくり条例」について研修を行いました。来年度は、精神科救急情報センターについて、それから医療相談窓口も併せてになりますが、この精神科救急について研修を行っていきたくと考えています。窓口と医療機関の連携が進むことによって、精神科への救急受診が円滑に進むように取り組んでいきたくと考えています。

次に「社会資源見学ツアー」になります。これは、行政機関でありますとか、医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などの関連機関の職員の方を対象といたしまして、市内の精神科病院でありますとか、サービス事業所を4コースに分けて回るものになっています。また、見学先の事業所におきまして、利用している方の体験談を伺ったり、そこで提供されております食事を食べたり接客を受けたりということで、精神障がいをお持ちの方が実際にどのような活動をしているのかというところに触れていただいています。これは、地域には病院でありますとか事業所がたくさんございますけれども、お互いにその職員の方々は顔が分からない、なかなか連携が進まないということもありますので、この取組みを通じて顔の見える関係をつくっていきたくと考えています。そのほか、グループワークを今年度から行いまして、せっかく集まりますので、グループワークを行ってさらに連携を深めていきたくという取組みをしております。

次に（３）番目は研修会になります。これは、多機関、多職種による連携をテーマとして、事例検討、グループワークを行うものになります。先ほど柏委員からお話がありました訪問看護ステーションからも、昨年度から参加していただいております。このほかに、介護サービスの関係事業所からもどんどん参加が増えてきております。この中で模擬的なケースカンファレンスを実際に行ったりといった形で、地域生活を支えるための連携を参加者全員で考えるような研修を行っております。これを、来年度も実施したいと思っています。

最後に「ピアサポーターによる普及啓発活動」でございますが、これは、精神障がいをお持ちの方が安心して地域で暮らせるように、地域づくりを行うために当事者の方が病気や障がい、生活の生きづらさを自ら語る活動を進めるというものになります。やはり病気に関する知識だけを広げていきますと、どうしてもかえって偏見を広めてしまうということがありますので、実際に障がいをお持ちの方の生の声を聞いていただくことによって、偏見を取り除いて正しい理解をしていただくという取組みでございます。今年度は、1組のピアサポーターとコーディネーターが、これは宇治委員になりますが、お願いいたしまして、三つの区で活動していただ

きました。来年度は、この活動していただくピアサポーターを増やすなど、実施方法について検討して、市民の皆さんの精神障がいに対する理解を深めるように取り組んでいきたいと考えております。こころの健康センター所管分につきましては、以上の3事業となります。私からは、以上です。

(島崎会長)

それでは、続けて学校支援課からお願いいたします。

(学校支援課：斎藤)

新潟市教育委員会学校支援課で特別支援教育を担当している斎藤でございます。

学校支援課では、共生社会の実現を目指した「インクルーシブ教育システム」の構築のために次の三つの事業を実施いたします。11 ページです。(1)「インクルーシブ教育システム構築の推進事業」。事業の概要でございますが、これは、個々の教員の特別支援教育の専門性を高めるために、管理職、特別支援教育コーディネーター等職位に応じた研修を実施し、全校体制で組織、計画的にインクルーシブ教育システムを進めます。

事業の内容ですが、計5回行います。はじめに校長を対象とした管理職研修では、校内支援体制、関係機関との連携方法を講義により学びます。この後、教頭、主幹教諭、教務主任、特別支援教育コーディネーターと職員別に研修を行います。今年度新たに主幹教諭を対象として追加をいたしました。職員別に研修を行うことは、こちらに対象となっている方たちは、学校の主任層を務めております。学校の主任層がこういった研修を受けることで、インクルーシブ教育システムの構築に必要な知識を共有し、校長のリーダーシップの下全教職員で特別支援教育を推進していく、そういったことを狙っております。

また、この職員別研修につきましては、今年度4月の共に生きるまちづくり条例の施行に先立ち、昨年度より5年計画で進めております。また、今年度は、学校職員のすべての研修の中に条例に関する説明を盛り込み、条例の内容等の周知徹底を図っております。教員のみならず、学校給食の調理員、用務員、学校司書、そういった方たちの研修に私がお邪魔いたしまして、時間をいただいて条例についての説明を行ってまいりました。平成29年度は、それらの実績を踏まえ、さらに特別支援教育や合理的配慮に関しての研修を充実してまいります。

次に、資料12 ページ「特別支援教育サポートネットワーク事業」です。事業の概要でございますが、特別支援教育サポートセンターを核として、市内特別支援学校、通級指導教室、医療・福祉等の専門機関との連携を深め、特別支援教育の推進に努めてまいります。皆さんもご存知のように、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの数は年々増加しております。そういった子どもたちの支援、相談に対応するためには、サポートセンターのみならずさまざまなソースを充実していく必要がございます。

サポートセンターは、コーディネーター機能を充実させながら、市内特別支援学校のセンターの機能、あるいは今年度各区に通級指導教室が全部の区で整備を終わりました。そういった通級指導教室を、区の地区コーディネーターの設置学校、あるいは区の特別支援教育推進校として指定しております。そういった相談機能、支援機能を使いまして、小中学校に学ぶ特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援を行ってまいります。サポートセンターの学校支援延べ件数は、2月2日現在で436件、相談件数は923件です。今年度2月、3月分を加えますと、またさらに増加が見込まれております。今年度の内容といたしましては、集団不適用、問題行動、あるいは学習不振に関する相談が中心となっております。

今年度は、共に生きるまちづくり条例を受けまして、小中学校で提供されている合理的配慮についてアンケートを行いました。その結果を基にデータベースを作成し、市内小中学校で共有、活用をしております。この取組みは平成29年度も継続し、データベースのさらなる充実を図ってまいります。

また、平成29年度も特別支援教育ボランティアを募集し、要請のあった学校に配置いたします。登録者数は、平成27年度は192人、平成28年度は217人と増加をしております。ボランティア活動数は、2月末日で2,103件です。平成29年度も多くの方に登録していただけるよう、チラシ、市報等で広く呼びかけを行ってまいります。

資料の13ページ、「早期からの就学支援」です。事業の概要でございますが、一人ひとりに応じた柔軟で多様な学びの場を提供し、適正就学に努めます。

新潟市では、多様な学びの場として通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の四つの場を持っております。就学を迎える幼児、保護者が安心して就学できるように、5月には各区で就学ガイダンス、7月、8月には夏の就学相談会、11月には秋の相談会を行います。相談会は、各区二日間を予定しております。一人ひとりの子どもに合った学びの場を提供するために、こういった丁寧な就学支援を行っております。ガイダンスや相談会に参加する保護者数は、年々増加しております。今年度のガイダンス参加者数は330組、夏の就学相談会は336組、秋の就学相談会は156組の保護者の参加がございました。今後も増加が見込まれております。

また、就学支援は、入学するまでではなく入学後も丁寧な相談を続けます。入学の前に一人ひとりの情報を学校と保護者が共有できるように、こちらの入学支援ファイル、これになりますが、ポケットファイルは保護者の方に用意していただくのですが、中を開けますと保護者の方に書いていただくページ、幼稚園・保育園の先生方から書いていただくページ、それから療育機関、あるいは医療機関の先生方から子どもたちの特性やニーズ、これまで受けてきた療育や支援について、あるいは得意なこと、苦手なこと、そういった情報をこの1冊のファイルに

まとめ、子どもたちは入学のときに学校に持って行って、入学後の生活がスムーズにスタートできるように丁寧な引き継ぎを行います。今年度は、315 人の 1 年生が入学支援ファイルを引き継ぎ資料として活用いたしました。また、この内容につきましては、入学後、個別の教育支援計画の作成資料として引き続き活用してもらっています。

平成 29 年度も、これらの取組みを充実させることを通して、特別な教育的ニーズのある児童生徒が自立と社会参加することができる力を育むよう、学校支援課として務めてまいります。

(島崎会長)

ありがとうございます。こころの健康センターの福島所長から、それから学校支援課の斎藤指導主事から、それぞれご説明いただきました。平成 29 年度の主な事業についてということで説明していただきましたが、何かお聞きしたいこと、ご意見等はございませんでしょうか。

(柏委員)

こころの健康センターの(3)、そのうちの事業の(4)になりますけれども、ピアサポーターについてお尋ねしたいと思います。ピアサポーターによる普及啓発活動ということで上っておりますが、ピアサポーターの育成については何か計画はありますか。お願いしたいと思います。

(こころの健康センター：福島)

ピアサポーターにつきましては、これは各事業所の皆さんに、どのように取り組める人がいらっしゃるかというアンケートを行って、そういった方から協力をいただいて実施していますが、そもそもピアサポーターの方を養成するという研修などは、来年度は予定していません。ただ、そういう候補の方は声をいただいているので、そういう方に少しでも多くピアサポーター事業に参加していただいて、こういった事業を通じてピアサポーターの方の育成を図っていくということになろうかとは思っています。

(柏委員)

先日、南浜病院主催の研修会に行ってきたのですが、新潟市でもピアサポーターになれるような方が非常に活躍されていて、その方たちを見ますと、それぞれの事業所とか所属するところで報酬をもらって定期的に勤務できるような状態になっている人たちという形を見まして、今、ピアサポーターの方の候補とおっしゃいましたけれども、育てていくところでの部分に力を入れないと、ピアサポーターは育たないのではないかという感じがしました。

いわゆる語らいという形で、当事者組織みたいな形でやって、私も 10 年くらい女性の会をやっているのですが、やはりそこに来て語らうのと、ピアサポーターとして活動するというところにすごく隔たりがあるという感じがしましたので、ピアサポーターにこれから活躍していただくためには、ぜひ育成ということも含めて考えていただきたいと思います。よろしくお

願います。

(こころの健康センター：福島)

ありがとうございます。全く同感でございます。そういった活躍の場を少しでも増やしていくというところと、そういったときにはもちろん報酬をお支払いして、そういったものを励みと申しますか、やっていただくということは非常に意味があると思いますので、そういう活躍の場を市だけではなくていろいろなところで増やしていけるといいなと思いますし、もちろん市としても取り組んでいきたいと考えています。

(島崎会長)

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。学校支援課からも具体的な事業の取組みについてのご説明がありました。

(熊倉委員)

学校支援課から3件のお話がありまして、インクルーシブ教育に転換してから、非常にめまぐるしいというか、目覚ましく教育のさまざまな面が変ってきているというのはよく感じているわけなのですが、今回のお話があった背景といいますか、もう少し基礎的な知識みたいなものを持たないと、なかなか意見交換というか議論が進まないような気がしまして、何かもう少し、現在やっていることと、その上でこういうことをやっているというようなところの、文字にした資料というものを望むことはできないでしょうか。これはたまたま学校支援課ということなのですが、ここであまり意見が出なくて終わるということは、やはりもう少し情報共有を進めた上で、それでこういうことをやっているのだということを理解してもらいたいというような趣旨が伝わってきて、それに対して、そこまで説明されれば、私たちの立場からするとこういう点をこうしたいということに意見を出すべきではないかと、そういう発展があるような気がしまして、すみません。勉強不足を棚に上げたような、非常に都合のいいお願いではあります。

それから、これは新潟市と関係あるかどうか分かりませんが、特別支援教育に携わる教員という枠組みなのか、全国都道府県の免許を有する職員の数についてのある調査データが公表されまして、それによりますと、新潟県は47都道府県の下位から4番目か5番目という、そういう位置づけでございます。かなり落差があるような気がしています。それが、新潟市の数字との関係がよく分かりませんので、すみません、そのことについて、もし何がございましたら教えていただきたいと思います。

(学校支援課：斎藤)

まず、2点目です。免許の取得の状況でございますが、新潟市も調査を行っておりまして、

新潟県よりも若干高いというところがございますが、全国から見るとまだまだ低いのかなという印象は私自身も持っております。本課では今後アクションプランを示すということで、100パーセントの取得を目指す。目指すだけでなく、そのために市町村、都道府県でこういった行動計画をもっていますかといった調査が今年度まいりましたので、今後、免許の取得については進んでいくものととらえております。

1点目のインクルーシブ教育について、教育のさまざまなことが変わっているということ、私自身非常に感じております。ただ言えることは、今までは特別な教育的な支援が必要な子ども、あるいは障がいのある子どもというところに焦点が当たっていたわけですが、インクルーシブ教育システムについては、すべての子どもを対象とする、すべての子どもを丁寧に見取って、一人ひとりの課題について対応していくという考え方です。そういうことで、私自身が一番感じていることは、授業づくりが変わってきていると考えます。市条例によって、合理的配慮を行うこととされております。学校職員の意識も随分高まってまいりました。私は、特別支援教育を担当する立場で、今、この風に背中を押されて、小中学校の教員の意識をもっと変えて、授業づくり、一言で言えばすべての子どもが解る授業をすべての教育が進めていく。そういったことを学校支援課として応援していきたいという気持ちでおります。また、応援をしていくというような客観的な立場でなく、私自身も、小中学校、あるいは特別支援学校の職員に積極的に働きかけていく。そういう思いでおります。

(島崎会長)

ありがとうございます。熊倉委員、よろしいですか。

(熊倉委員)

はい。

(島崎会長)

特別支援教育、インクルーシブ教育システム構築の推進事業をはじめ、三つの事業について学校支援課からご説明いただきましたけれども、熊倉委員が言われたようなことを含みますと、もう少し、今後できることであれば、具体的な取組みの中身と申しますか、多分幼保と小学校の連携で、具体的には、それぞれ幼保でも支援計画を策定するというようになってきていますし、それが学校とどのような形でいい連携があって、インクルーシブ教育が実践されていくのかということですか、就学に関する具体的な相談会でどんな取組み、支援が行われているのかということですか、具体的な学校の中での取組みについて、少し事例ですか、状況、現状と課題とかについて見えるような形で資料を見せていただく機会が持てるかとは思いました。

ほかにございませんでしょうか。お時間も、3時ということで、少し迫っているところなの

ですけれども、よろしいでしょうか。

今、平成 29 年度の主な事業についてということでご報告いただきましたが、いただいたご意見、ご質問等については、報告ということではありますけれども、施策審議会からの意見・提言ということで受け止めて施策に反映していただければと思います。また、次年度のことですので、次年度、施策審議会ですら随時検証をしていただければということをお願いしたいと思います。

(2) こども未来部の設置について

(島崎会長)

それでは、報告事項の(2)「こども未来部の設置について」ということで、資料3がありますので、それを基にご説明いただければと思います。

(事務局：田中)

こども未来部の新設につきましては、私からご説明させていただきます。今、会長からもお話がありましたが、資料3をご覧くださいと思います。

本市での最重要課題の一つである少子化の克服に向けまして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を一層効果的に行うとともに、複数の部に跨る子ども・子育て関連施策を専門的に展開していくために、今年4月、現在の福祉部から子ども関連部門を独立させる形で「こども未来部」を設置する予定でございます。これに伴いまして、資料の表の網掛け部分「こども未来課」、「児童相談所」、「保育課」のほかに、障がい福祉課に組織されております「児童発達支援センター」が、表の右下のように新たに組織し直されるところでございます。また、このほかにも、保健衛生部にあります母子保健業務も「こども未来部」に移管されることとなります。このように関連部署や業務を集約することで、より一体的、専門的な施策展開を可能にするとともに、現在の「こども未来課」が「子ども政策課」と「子ども家庭課」に分課されまして、子ども関連施策の企画立案機能も強化されるということでございます。

当課から移管される具体的な業務としては、児童発達支援センターの管理運営業務のほかに、児童発達支援センターが行っています巡回支援専門員を保育園等に派遣し、発達障がい等に関する専門的な助言を行う業務、そして各保育園等において発達障がい児支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターを養成する業務、発達が気になる乳幼児やその保護者への支援を行う療育教室に関する業務、乳幼児健診等で発達に関して気になる点が認められた乳幼児に対しての医師等による発達の見極めや指導・助言などを行う医師による発達相談に関する業務が、来年度からこども未来部の所管になるとこととでございます。

これらの業務につきましては、従来から子ども関連部門や母子保健部門と連携して実施してきたところでございますけれども、業務移管と関連部門の統合により、さらに円滑に取り組む

ことができるようになるということでございます。なお、今回の業務移管後も、成人の支援をはじめ、発達障がい支援の総括は、引き続き障がい福祉課が所管するところでございます。

今後も切れ目のない支援が行われるよう、発達障がい者支援地域協議会を設置するなどしながら各機関の連携を強化しまして、地域支援機能の強化を図ってまいりたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。このことについて、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。私からお聞きしてもよろしいですか。

このこども未来部の新設に伴ってどのようになるのか、第5期の障がい福祉計画の基本指針などを見ますと、先ほど、最初のご説明のところ、障がい児支援の提供体制の整備等が新たな項目に入りました。それから、障がい児の実施計画についても、この障がい福祉計画を策定するときと一緒に策定すると。この参考資料1のところですね。平成29年度中に障がい福祉計画及び障がい児計画を策定するという計画づくりが新たに必要になってきているわけですが、こういう計画づくり、それから障がい児支援の提供体制の整備等ということですか、そういうところがまだ障がい福祉課の管轄として、この障がい福祉計画に係る基本指針を見ればそうなっているわけです。政令市新潟としては、このこども未来部のところに「こころん」ですか、事務局でご説明いただいた部分が移管することによって弊害がないのか。連携しながらということだと思いますけれども、保育、療育、福祉サービスのさまざまな支援を、切れ目のないように行うというようなことをおっしゃったわけですが、そのところは具体的にどのようなイメージでつくっていけばいいのかという辺りは、今年度4月以降計画づくりをしなければいけないという段階になっていますので、少しお聞かせいただければと思います。

(事務局：田中)

まだ具体的なところはないのですが、来年度の計画づくりのところでお話しさせていただいたように、基本的にはこの計画と福祉計画と一体の形で進めるのですが、もちろん今のところは施策審議会にも子ども関係の方が、事務局で一緒にいるという感じではないのですが、今後は一緒になって、連携を深めて本当に一緒になって作っていきたいと考えています。

それから、もちろんそういった「こころん」という児童発達支援センターとか、本当にこれまでも付き合いがあるところですし、障がい福祉課の範疇でありましたけれども、そういった関係もありますので積極的に連携を深めてやっていきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。ぜひ、お願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(丸山委員)

今のところで、個別のことは高橋さんに事前にお願ひしたのでこの場では控えますけれども、例えば「こころん」とか、非常に送迎もきちんとされてという形で発達障がいのお子さんの療育をされているということですが、基本的に、私はその辺をもう一回きちんと熟考すべきではないかと思っています。というのは、発達障がいそのもの、子どもさんを送迎して預かって保育園化してしまったのでは、基本的に療育は難しいと思います。基本は、発達障がいは非常に異例性も高いということもあって、本当に経験のないその保護者をどう教育するか。保護者に対するカウンセリングというのは、絶対に避けて通れない。そういう障がいだと思ひます。したがって、やはり小さな幼児と保護者が一緒になって、保護者に対しての子どもの接し方もその場できちんと指導していけるということをしないう限りなかなか実効は上がらないと思ひますので、ぜひ、そのようなことも熟考されたほうがよろしいのではないかと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(島崎会長)

ご意見ありがとうございます。

自立支援協議会の広岡会長、今日ご出席いただきまして、ありがとうございます。全体を通してでも、ご意見をいただければと存じます。

(自立支援協議会：広岡)

今日はいろいろなご意見とか今後の施策についてお聞きして、これからまた自立支援協議会でも来年度以降、生活支援拠点の整備ですとか、いろいろなことを今後協議しなければならぬのですけれども、会長も言われているとおり、こちらの施策審議会と一緒に両輪でやっていきたいと思ひますので、今後いろいろ参考にさせていただきたいと思ひます。

今日も最後にありました「こども未来部」の新設については、児童福祉法に基づいた形の部分で障がい者と児童も全部つながっていると思ひますので、そのところも一緒に連携を取りながらやっていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひします。

(島崎会長)

ありがとうございます。次年度以降も、施策審議会、自立支援協議会、両輪でやっていければと思ひます。ありがとうございます。

4. その他

(島崎会長)

その他ということに移らせていただきたいと思います、特に何かございますでしょうか。

これについての説明は、私からさせていただきます。

障がい福祉課のホームページを見ていたら出ていましたので、明日の午後の会ですけれども「手話言語条例制定後の聴覚障がい者の暮らしの変化」ということで、ぜひPRしてはどうかということで配っていただくようお願いいたしました。

障がい者権利条約、それから障がい者基本法においても手話は言語ということで日本においても国際的にも定義がされていて、手話言語法の制定に向けて全国の都道府県議会で意見書が採択されているという状況で、手話言語法の制定に向けた動きがあります。実際、全国の都道府県、市町村で条例づくりが進んでいるというところで、新潟県内は、障がい福祉課がこのような形でアピールしてくださっているということはあるのですが、まだ条例制定に至っていないということで、今後の課題といたしますか、取り組む方向性にぜひ置いておいていただければということでチラシを配付させていただきました。

柳委員も、これはぜひ進めていければということでございましょうか。

(柳委員)

頑張ります。

(島崎会長)

ありがとうございます。その他ということで少し紹介させていただきましたけれども、特にございませんようでしたら。高岡委員、お願いいたします。

(高岡委員)

公募委員の高岡でございます。公募委員として最後になりますので、一応3年間の総括をするのも一つの責任かなと思ひまして、若干時間をちょうだいいたします。

私がこの公募に応募させていただいた端緒は、社会保険労務士として障害年金の受給支援、手続き代行をやっているものですから、常日ごろ、障がい者を有する皆様方に対する国、あるいは自治体の施策につきまして強い感心を持っておりましたことから応募させていただいて、幸いにも採用されましてこの会議に出させていただきます。

この間、会議は今日を入れて11回だと思いますが、11回開催された中で、2回は仕事で欠席させていただきましたけれども、9回は出させていただきます。その間、私が一貫して申し上げてきましたことは、障害年金の仕事は国の仕事ではあるのですけれども、国だけではなくて市としてもやるべきこと、あるいはできることがあるのではなかろうかということで、そういう面から、特に障がい関係の方がみえる相談所、相談機関、諸支援機関の相談員について、もう少し障害年金に関する知識の付与、もしくは知識を持っている方でもそういうスキルアップの場を与えてほしいということ強く訴えてきたわけです。残念ながら、先ほど来伺いました平成29年度の施策の中にも全く入っていませんで、これはいささか残念に感じてい

るところであります。障がい者施策の、わかからの極めて小さなアプローチでしかないかもしれませんが、私は、これはぜひとも考えていただきたいことだと思います。

それから、もう1点。障害年金の支援をしている中で感じることは、特に精神的な障がいをお持ちの方、それから原因不明と称されて現代医学でも治療法も何もないという難病を患っている方がたくさんいらっしゃるわけですが、これらの方々は、非常に潜在しているのです。この辺の潜在している障がい者の掘り起しと申しますか、そういう方たちにも目を向けて、ここで審議されたような施策の光を当てると申しますか、施策を反映させていくようなご努力をぜひ行政当局にお願いしたいと。

この2点を私の総括として、公募委員としての任を終えさせていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

(島崎会長)

高岡委員、本当にありがとうございました。一貫して年金のことについて、所得保証、生活支援という視点からご提言をいただいていたと思います。ぜひ、これは提言として事務局でも、また関連の委員の皆様のところでも、相談事例とかさまざま出てくると思いますので、そういうものを市で集約する形で、今、高岡委員がおっしゃったような形で施策として少しでも実現できるような方向で、種が落ちるようにしていただければと思います。高岡委員、本当にありがとうございました。

ここで皆様から一言ずつご意見をいただければと存じますが、時間の関係でマイクを事務局にお返ししたいと思います。委員の皆様、本当に3年間、委員としてのお務め、ご苦労までございました。私自身も少し長らいてしまいましたけれども、バトンタッチをしていきたいと思っております。今日の審議会を含めて、今年度、いろいろご意見、ご協力いただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。では、事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

(司 会)

ありがとうございました。委員の皆様、本日も含めまして、3年間の会議にはご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

閉会にあたりまして、障がい福祉課の田中課長よりごあいさつを申し上げます。

(事務局：田中)

改めまして、障がい福祉課長の田中でございます。

本当に3年間ありがとうございました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げますけれども、皆様の任期は3年ということで、この3月26日までが任期ということでございます。これまでの3年間を振り返ってみますと、障がい者計画あるいは障がい福祉計画、こちらの策定に携わっていただいたり、あるいは敷地内グループホームに係る条例改正に係るようなさまざまな施策について貴重な意見をいただいたところでございます。本当に感謝申し上げます。また、皆様、施策審議会からご意見、ご提言もありまして、条例につながったところでもございます。この条例につきましては、今、一生懸命周知に努めているところでございますけれども、皆様でも広めていただけるとありがたいと思います。

また、この条例の周知について若干のお願いですけれども、現在この条例の認知度ということにつきまして市のホームページでアンケートをしており、アンケートのお願いを市報に掲載していることを考えております。アンケートをした方の中から30名程度ではございますけれども、抽選で「まちなかほっとショップ」のお菓子をプレゼントさせていただこうと思っております。ぜひ、皆様自身も、それからそれ以外の皆さんのお知り合いの方にもアンケートに参加していただけるようにお声掛けいただければありがたいと思います。

最後になりますけれども、重ねてになりますけれども、この3年間本当にありがとうございました。委員が終っても、また皆様、ぜひ協力していただければと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

(司 会)

以上をもちまして、平成28年度第3回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。